

海老名市マンション耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた海老名市耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震診断を受ける管理組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物で、次のアからウまでのいずれにも該当するものとする。
 - ア 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の延べ面積をいう。）の2分の1を超える部分が共同住宅であるもの
 - イ 住戸総数の過半数を、現に区分所有者の居住の用に供するもの
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 予備診断 本診断の必要性の有無を判断するもので、海老名市マンション予備診断マニュアルによりマンションに係る地震に対する安全性を簡易に評価するものをいう。
- (4) 本診断 耐震改修促進法第2条第1項の規定による地震に対する安全性の評価を評価するものをいう。

(5) 耐震診断 予備診断又は本診断をいう。

(6) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けた一級建築士事務所に所属し、かつ、耐震診断を行うものをいう。

（補助対象マンション）

第3条 補助の対象となるマンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存するマンション

(2) 管理組合の集会（区分所有法第34条の集会をいう。以下同じ。）において、耐震診断の実施に関する決議（予備診断にあつては、管理規約（区分所有法の規定により定められた規約をいう。）に基づき設置された会の決議に替えることができる。）を得ているもの

(3) 建築基準法その他の関係法令に違反していないもの

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により既に耐震診断の補助金の交付を受けたマンションは、補助の対象としない。ただし、本診断に係る補助金の交付を受けようとする場合において、当該交付を受けていないときはこの限りではない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、耐震診断を受ける管理組合とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 予備診断 棟（当該耐震診断を受けるマンションがエキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該複数の建築物をそれぞれ1棟とみなす。第2号において同じ。）ごとに、予備診断に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、マンション1棟につき200,000円を限度とする。

(2) 本診断 棟ごとに、本診断に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とし、マンション1棟につき1,500,000円（延べ面積1,000平方メートル未満の場合は、1平

方メートル当たり1,500円)を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、次条の規定による申請をしようとするときは、当該申請の前に、海老名市マンション耐震診断事前相談書(第1号様式)に関係書類を添えて市長に提出する。ただし、本診断に係る補助金の交付を受けようとする場合において、既に同一のマンションに係る予備診断の補助金の交付を受けているときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の事前相談書の提出があった場合において、必要と認めたときは、当該マンションの耐震診断者と協議することができる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、前条に規定する事前相談が終了したときは、海老名市マンション耐震診断費補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

- (1) 建築確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写しその他のマンションの建築年度を証明する書類
- (2) 第3条第1項第2号の耐震診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録の写し
- (3) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- (4) 平面図、構造図その他の建物概要が把握できる図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、速やかに海老名市マンション耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた管理組合（以下「耐震診断対象者」という。）は、申請内容に変更が生じたときには海老名市マンション耐震診断費補助金交付変更申請書（第4号様式）に、耐震診断を中止しようとするときは海老名市マンション耐震診断費補助金交付申請取下書（第5号様式）に、関係書類を添えて市長に提出する。ただし、市長が、軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の変更申請書又は交付申請取下書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、海老名市マンション耐震診断費補助金交付決定取消・変更承認・変更不承認通知書（第6号様式）により耐震診断対象者に通知する。

(実績報告)

第10条 耐震診断対象者は、耐震診断が完了したときは、海老名市マンション耐震診断完了実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断に係る費用を支払ったことを証する領収書の写し
- (4) 本診断にあつては、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）の評価・判定書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市マンション耐震診断費補助金確定通知書（第8号様式）により耐震診断対象者に通知する。

(請求)

第12条 耐震診断対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、かつ、

記載された年度内に海老名市マンション耐震診断費補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出する。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（3） 本診断の場合において、耐震判定委員会から、当該本診断の結果が適正でないとの評価を受けたとき。

（4） 法令又はこの要綱に違反したとき。

（指導及び助言）

第15条 市長は、耐震診断対象者に対して、地震に対するマンションの安全性の向上を図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（様式）

第16条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、改正前の海老名市マンション予備診断費補助金交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

<平成27年4月1日・制定>

<平成28年1月1日・改正>

別表（第16条関係）

様式番号	関係条文	名称
第1号様式	第6条	海老名市マンション耐震診断事前相談書
第2号様式	第7条	海老名市マンション耐震診断費補助金交付申請書
第3号様式	第8条	海老名市マンション耐震診断費補助金交付・不交付決定通知書
第4号様式	第9条	海老名市マンション耐震診断費補助金交付変更申請書
第5号様式	第9条	海老名市マンション耐震診断費補助金交付申請取下書
第6号様式	第9条	海老名市マンション耐震診断費補助金交付決定取消・変更承認・変更不承認通知書
第7号様式	第10条	海老名市マンション耐震診断完了実績報告書
第8号様式	第11条	海老名市マンション耐震診断費補助金確定通知書
第9号様式	第12条	海老名市マンション耐震診断費補助金支払請求書